

香川県信用農業協同組合連合会 行動計画〔第1回〕

すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭の調和を図ることができる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】

育児・介護休業法に基づく休業について、休業中の待遇、休業後の賃金・配置・その他の労働条件等に関する周知・指導を行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 職員に対しては、職員研修会等の機会を活用し、年1回以上周知・指導を行う
新規採用応募者に対しては、企業説明会や求人説明会等の機会を活用し、随時周知を行う

【目標2】

所定外労働時間を削減するため、平成29年3月までに既往の「一斉ノー残業デー」とは別に「部署別ノー残業デー（月2回）」を設定・実施し、平成30年3月までにその定着化を図る。

<対策>

- 平成28年4月～ 所定外労働の実態を調査・把握する
- 平成28年4月～ 出勤カードへ入退室時刻および所定外労働の内容（用務・時間）の記入を徹底する
- 平成28年9月～ 職員研修会等の機会を活用し、所定外労働時間削減に向けた意識づけを行うとともに、取組状況は表やグラフ等で「見える化」し、各部署長へ定期的に通知する
- 平成29年4月～ 必要に応じて施策の改善を行い、定着化を図る

【目標3】

年次有給休暇の取得を促進するため、平成30年3月までに年次有給休暇の取得日数を職員一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成28年4月～ 年次有給休暇取得状況の実態を把握する
- 平成28年6月～ 部署ごとに年間スケジュールの策定・調整等を行う
- 平成28年9月～ 職員研修会等の機会を活用し、計画的な取得に向けた意識づけを行うとともに、取得状況は表やグラフ等で「見える化」し、各部署長へ定期的に通知する
- 平成29年4月～ 必要に応じて施策の改善を行い、定着化を図る

以 上